

社会・援護局関係主管課長会議資料

令和8年3月

法務省大臣官房秘書課
企画再犯防止推進室

社会・援護局関係主管課長会議資料

令和8年3月

法務省大臣官房秘書課
企画再犯防止推進室



第二次再犯防止推進計画(令和5年3月閣議決定)

地域による包摂の推進:再犯防止における国と地方公共団体の役割分担

<国・都道府県・市区町村の役割の明確化>

国

○刑事司法手続の枠組みにおいて、犯罪をした者等が抱える課題を踏まえた必要な指導・支援を行う。

○再犯防止に関する専門的知識を活用し、犯罪をした者等、地域住民、地方公共団体、関係機関等からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言等を行う。

都道府県

(広域自治体として)

○市区町村に対する必要な支援や域内のネットワーク構築に努める。

○市区町村が単独で実施することが困難と考えられる就労・住居の確保支援や専門的支援の実施に努める。

市区町村

(地域住民に最も身近な基礎自治体として)

○福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等、特にサービスへのアクセスが困難である者等に対して、適切にサービスを提供するよう努める。

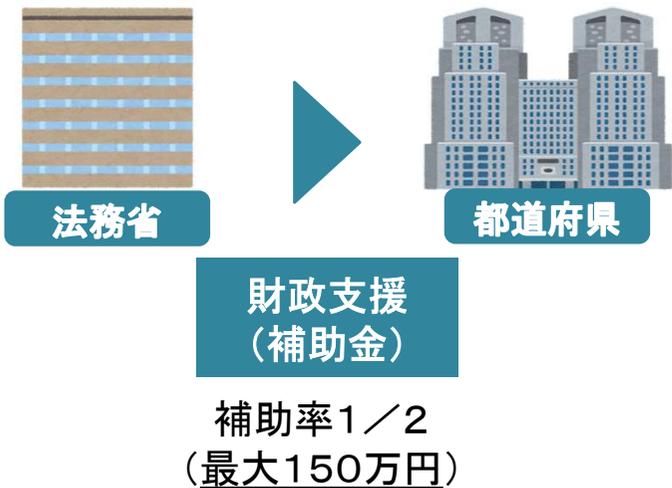
国・地方公共団体・民間協力者による支援連携体制を更に強化し、
地域による包摂を推進

地域再犯防止推進事業の概要

背景

- 刑務所出所者等の再犯防止を更に推進するには、国と地方公共団体が連携した「息の長い」支援が不可欠
- 第二次再犯防止推進計画において、国・都道府県・市区町村が担うべき具体的役割を明示
- 都道府県において、地域の実情に応じた再犯防止施策を実施することができるよう、国による財政支援を実施

事業イメージ



※ 都道府県負担分について地方交付税措置

(費目例)

人件費、報償費、旅費、使用料及び賃借料、
需用費(印刷製本費、消耗品費等)、
役務費(通信運搬費等)、委託料 等

事業内容

地域再犯防止推進事業として、以下のメニューを実施

○ (基礎自治体に対する) 施策の企画立案支援等



- ・ 基礎自治体間での施策の調整や情報共有を行うための会議等の開催【必須事務】
- ・ 基礎自治体が地方計画を策定・実施・評価するための情報提供、助言 など

○ (基礎自治体に対する) 理解促進・人材育成



- ・ 基礎自治体職員等の理解促進のための研修会等の開催【必須事務】 など

○ (都道府県が行う) 直接支援

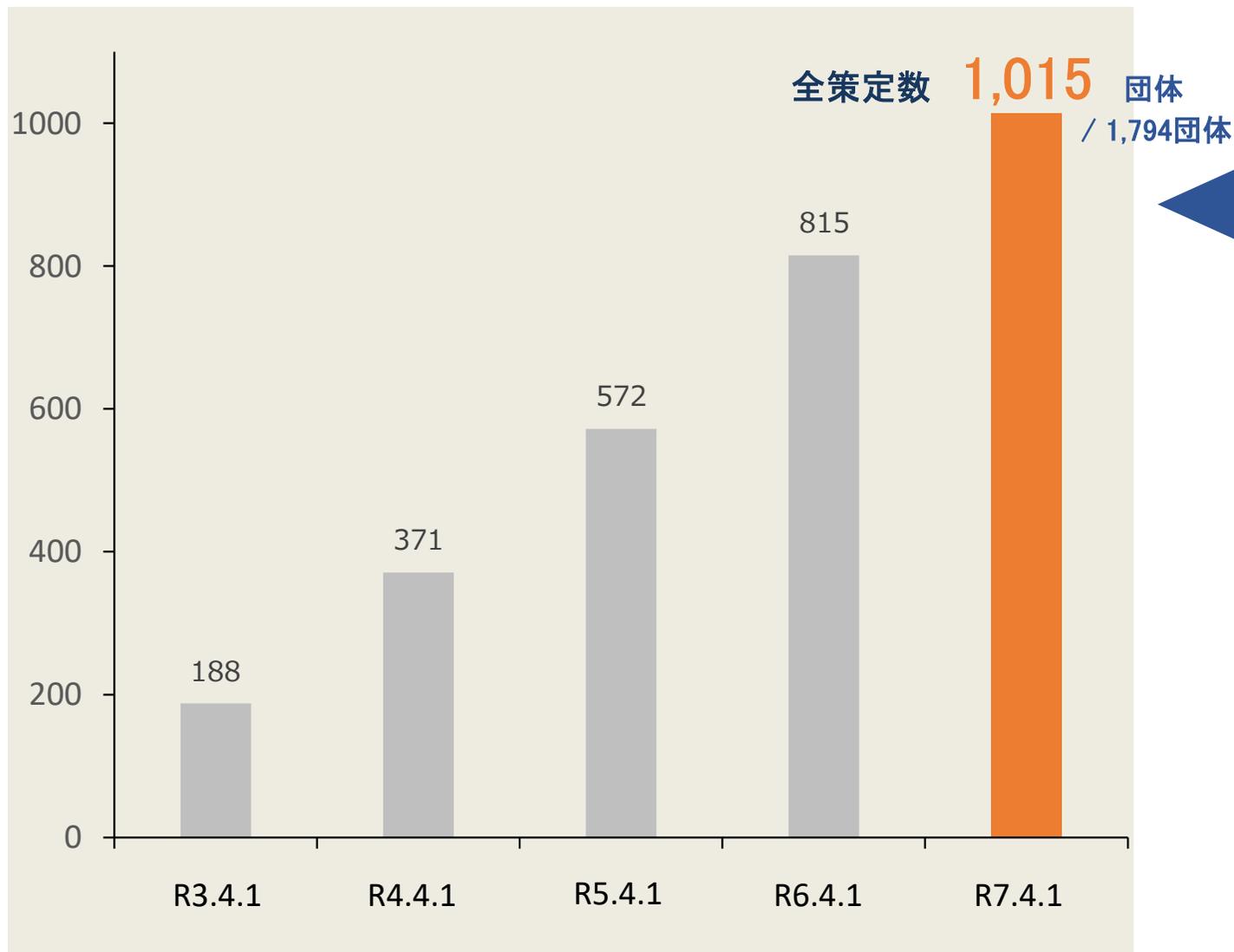


就労・住居支援 / 専門的支援 / 相談支援 のいずれか1つを実施

地方再犯防止推進計画等の策定状況

第8条（地方再犯防止推進計画）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。



- 都道府県: 47 団体 / 47団体
- 指定都市: 20 団体 / 20団体
- その他の市町村(特別区を含む)
948 団体 / 1,727団体

指定都市

| | |
|--------|-------|
| 包含での策定 | 50.0% |
| 単独での策定 | 50.0% |

市区町村

| | |
|--------|-------|
| 包含での策定 | 85.2% |
| 単独での策定 | 14.8% |

地方計画は、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することも可能

参考資料

地方再犯防止推進計画策定の手引き(令和5年3月改定版)

主に市町村における地方再犯防止推進計画の策定の際に参考となるような標準的な手順や内容をまとめたもの

法務省HPにおいて公表

https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00022.html

目次

| | | |
|-----|--------------------------------|----|
| 第1章 | 計画策定の意義等 | 1 |
| 1 | 法的根拠 | 1 |
| 2 | 計画策定の意義 | 3 |
| 3 | 計画策定の流れ | 4 |
| 第2章 | 計画に盛り込むことが考えられる主な内容とその考え方について | 9 |
| 1 | 計画策定の趣旨等 | 9 |
| 2 | 地域における再犯防止を取り巻く状況 | 10 |
| 3 | 重点課題・成果指標 | 11 |
| 4 | 取組内容 | 11 |
| 5 | 推進体制 | 11 |
| 第3章 | 具体的な取組の記載例等 | 12 |
| 1 | 就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組 | 12 |
| 2 | 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組 | 24 |
| 3 | 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組 | 33 |
| 4 | 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組 | 37 |
| 5 | 民間協力者の活動の促進等のための取組 | 41 |
| 6 | 地域による包摂を推進するための取組 | 46 |
| 7 | 再犯防止に向けた基盤の整備等のための取組 | 50 |

性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドライン

～再犯防止プログラムの活用～

【ガイドライン策定の趣旨】

性犯罪をした者に対しては、矯正施設・保護観察所において、認知行動療法等に基づく専門的な処遇プログラムを実施しているが、それらの者の再犯防止のためには、刑事司法手続終了後も地域社会において、支援を継続することが重要。

⇒ 令和4年度、法務省の調査研究事業として、地方公共団体等が地域社会で活用可能な性犯罪をした者に対する再犯防止のガイドラインを策定。

ガイドラインの概要

構成

- ① **用語の解説**
- ② **性犯罪に関する基本知識**
 - ・ 性犯罪の発生状況、性犯罪をした者の刑事施設再入率
 - ・ 法務省、地方公共団体、関係機関等による取組状況
- ③ **性犯罪をした者の円滑な社会復帰のために必要な支援**
 - ・ 支援ニーズの把握
 - ・ 具体的な支援方法、支援に当たっての留意点
- ④ **関係機関との連携の在り方**
 - ・ 関係機関の役割及び連携方策

付属資料

- ・ インテークシート（対象者のニーズを把握するための質問項目）
- ・ STEPs-R（認知行動療法に基づくプログラム（全5回））
- ・ セルフチェックシート（生活状況を振り返り、問題を視覚的に把握）

ガイドラインを活用した支援の流れ（例）

矯正施設・保護観察所

- 専門的な処遇プログラムの実施
- 保護観察を終了する直前の者等に対して、地方公共団体の窓口を紹介



地方公共団体（主に都道府県を想定）

- インテークシートを活用し、対象者の支援ニーズを把握
- （必要に応じて、）
 - ・ STEPs-Rを活用したプログラムの実施
 - ・ セルフチェックシートを活用したフォローアップ
- （対象者の支援ニーズに応じて、）
 - ・ 医療機関等へのつなぎ
 - ・ その他の支援（就労支援、福祉的支援等）

令和7年版再犯防止推進白書

「令和7年版再犯防止推進白書」は、第二次再犯防止推進計画に掲げた施策に関し、政府が講じた取組やその成果に関する指標の最新データ等を掲載。

特集では、再犯防止分野における民間協力者の役割の重要性がますます大きくなっている中、近年、民間企業等をはじめとした、より多様な関係者（ステークホルダー）との連携が求められていることから、再犯防止分野に新たに参画いただいている企業及び団体の先駆的な取組を紹介した。



令和7年版再犯防止推進白書はこちらから👉

コットンと考える「再犯防止」

～830人の社会復帰を支援！伊豆丸剛史さんに聞く～

「再犯防止啓発月間」の取組として制作。

お笑いコンビ・コットンさんが、罪を犯した高齢者・障害者の社会復帰に長年携わってきた“伊豆丸剛史”さんにインタビュー！

犯罪の背景にある想像を超える
“生きづらさ”とは・・・



動画はこちらから👉



入口支援における関係機関等に対する情報提供について

支援対象者に関する情報提供

課題

- 入口支援においては、関係機関から、効果的な支援を行うため、検察が把握する情報について共有を求められることが多い。
- 一方で、検察が把握する情報を提供するに当たっては、刑事訴訟法47条ただし書の趣旨を踏まえ、判断する必要がある。

※ 刑事訴訟法47条・・・訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。但し、公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合は、この限りではない。

対応

- より適切に情報提供がなされるよう、最高検・刑事局において、情報提供を行うに当たっての視点等を整理し、全庁に周知した。

協議の実施の促進

- 効果的な支援を行うためには、関係機関において積極的に協議を実施し、相互理解を深め、連携を強化することが重要。
何かあれば、お気軽に検察庁の社会復帰担当に御連絡ください。

拘禁刑創設の趣旨

懲役と禁錮を廃止し、新たな刑として拘禁刑を創設（令和7年6月1日施行）

個々の受刑者の特性に応じて、改善更生・再犯防止のために必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことが可能に。

受刑者の必要性に応じた作業の実施

一方的に行わせるのではなく、受刑者自身にその重要性を十分に理解させ、効果的に改善更生等を図る。

作業と指導を柔軟かつ適切に組み合わせた処遇

作業の実施が前提ではなくなり、改善更生等の必要性に応じて柔軟に実施することが可能に。

作業を含む受刑生活への動機付けの強化

作業や指導等の実施時期や割合、組合せ等を重視し、個々の特性に応じたきめ細かな矯正処遇等を展開。

拘禁刑下の処遇

入所から出所まで、個々の受刑者の特性をきめ細かに把握しつつ、特性に応じた働き掛けを展開

入所

処遇調査の充実

- 心理専門官を中心に、福祉専門官などを含めた多職種の職員が関与し、複層的な視点で調査
- アセスメントツールを改訂
- 少年鑑別所の鑑別機能も活用

→ **特性を把握するためのアセスメント機能を強化**

矯正処遇課程（24課程）の新設

- 特性に応じた処遇を効果的・効率的に実施するため、基本的な処遇類型（矯正処遇課程）を新設
- 各刑事施設において、矯正処遇課程ごとに処遇内容や配慮すべき事項を規定して処遇

→ **特性を理解した上で、必要な者に必要な処遇を実施**

矯正処遇の充実

作業

内容や方法の充実を図り、
受刑者の特性に応じて
必要なものを組み合わせて実施

改善指導

教科指導

社会復帰支援の充実

就労支援

福祉的支援

入所後の早い段階から支援ニーズを把握し、
住居・就業先・福祉サービスの確保など
釈放後の社会生活を見据えた支援を実施

受刑者自身が処遇の必要性を理解し、
自主的・意欲的に取り組めるよう
動機付けのための働き掛けを強化

出所

背景

- 保護司の担い手確保が年々困難となり、高齢化も加速し、適任者確保等が課題に
- R6.5、保護司が犯罪被害に遭い、安全確保が大きな課題に
 - 法務大臣に「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会 報告書」が提出（R6.10）

↓ **運用による改善（新任委嘱時の上限年齢撤廃、複数指名の積極化等）を図るとともに、「法改正によらなければ対応できない事項」や「施策を推進するために必要な事項」について法改正**

改正のポイント

保:保護司法 更:更生保護法 事:更生保護事業法
※条文番号は改正後のもの

1 保護司の適任者確保

- **保護司の使命及び委嘱条件の見直し**（保1・3）
⇒今の時代に求められる保護司像を明確化
「安心・安全な地域社会の実現」
「人格識見が高い」「職務の遂行に必要な時間を確保できる」
「他の保護司及び保護観察官と協働して誠実かつ熱心に職務を行う」
- **広報や関係機関との連携を保護観察所の長の責務として規定**（保3）
⇒保護司の人脈のみに頼った候補者探しからの脱却
- **保護司の任期の延長（2年 ⇒ 3年）**（保6）
⇒より安定的に活動し、経験を積むことを可能に

より多様な保護司の
担い手の確保

2 保護司の活動環境の改善

- **保護司会等の任務規定の整備**（保12・13）
⇒保護司の活動拠点である更生保護サポートセンターの法定化
- **保護観察所の長による保護司会等への支援規定の新設**（保14）
⇒保護司会等の負担を軽減 ※国による支援も推進
- **地方公共団体による保護司会等への協力規定の整備**（保18）
⇒「できる規定」から「努力義務規定」に改正し、
活動場所の確保など地方公共団体の協力を促進
- **民間企業による保護司である従業者への配慮規定の新設**（保19・20）
⇒休暇や勤務時間への配慮など、働きながら、
保護司として活動しやすい環境を整備

国・地方・民間で
保護司を支え、
安定・継続的な
保護司活動の実現

3 保護司の安全確保

- **保護司の安全確保に関する国の責務規定の新設**（保16）
⇒面接場所の確保等の施策を推進
- **保護司の職務の執行区域の弾力化**（保7）
⇒他の保護区の更生保護サポートセンターや面接場所を
活用しやすくし、面接を行う場所の選択肢を広げる
- **公務所等への照会規定及び少年鑑別所による鑑別の規定の新設**（更64・78の3）
⇒保護観察対象者の再犯リスクの分析・評価のための情報の収集を強化し、
リスクに応じて保護観察官の関与を強める

安全・安心な
保護司活動の実現

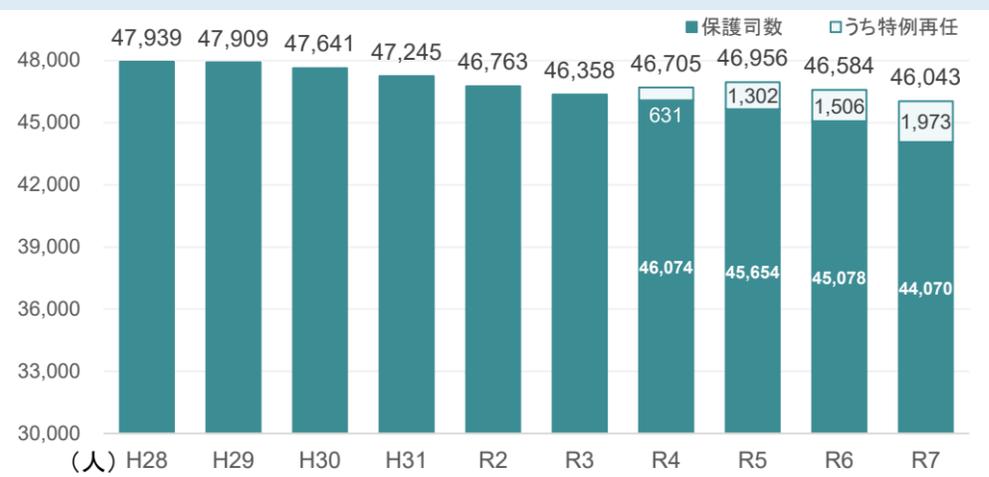
4 その他更生保護制度の充実

- **更生保護事業や更生保護活動に対する地方公共団体の協力規定の整備** など（更2・事3）

保護司制度の現状と課題

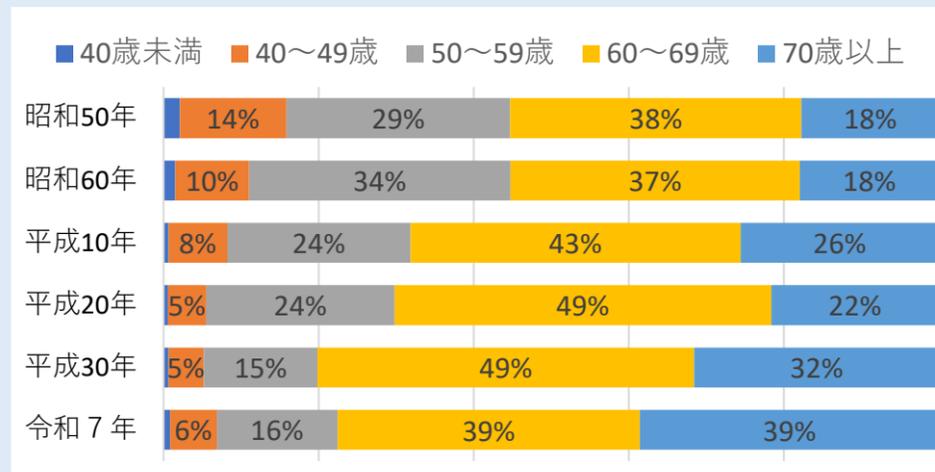
- 保護司の**減少傾向・高齢化**が続いており、**従前以上に多様な方に保護司を委嘱し、保護司制度を持続可能なものとする必要**。
- 令和6年5月、滋賀県で保護司が殺害され、担当していた保護観察対象者が逮捕・起訴される事件が発生しており、**保護司が安全に安心して活動できる環境の整備が必要**。
- 令和7年12月に保護司法の改正法案が成立し、**地方公共団体による保護司活動への協力は「できる」規定から「努力義務」規定に変更**（公布後1年以内に施行）。

保護司数の推移



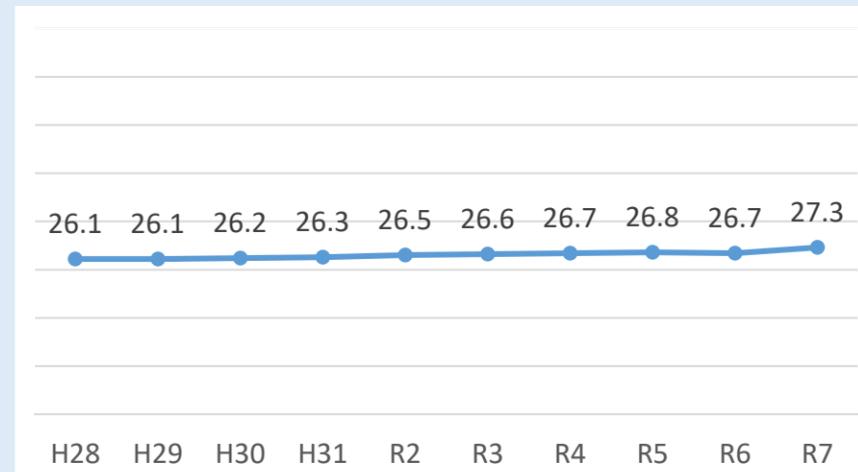
長く減少傾向にある

保護司年齢別構成の推移



70歳代が増加している

保護司に占める女性比率の推移



女性の保護司は3割未満で推移

※いずれも各年1月1日現在

地方公共団体の皆さまへのお願い

- 保護司の高齢化や定年年齢の上昇を受けて、**働いている現役世代の方々**にもより一層、保護司として活躍いただくため、**地方公共団体の職員の保護司への就任と、保護司である職員が保護司活動を行う**ことへの御配慮をお願いいたします。
なお、保護司には給与が支給されないため、地方公務員法上の兼業の許可は不要です。
 - ・ **ボランティア休暇や職務専念義務の免除**について、保護司活動への適用を御検討いただきたいこと。
 - ・ 保護司になりたい旨の申出が職員からあった場合は、必要に応じ、**周囲の職員にも理解を求める**などの支援を行うこと。
- 保護司が**自宅以外の場所で保護観察対象者との面接を実施できる環境の整備**に御協力をお願いいたします。
 - ・ 公民館やコミュニティセンターなどの**公共施設を面接場所や更生保護サポートセンターとして、保護司・保護司会が利用**することに御協力いただきたいこと。
 - ・ 提供いただいた面接場所について、**夜間、休日も含めて利用**できるよう御配慮いただきたいこと。

地方公共団体による協力雇用主支援等の現状

取組の根拠

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）（抄）

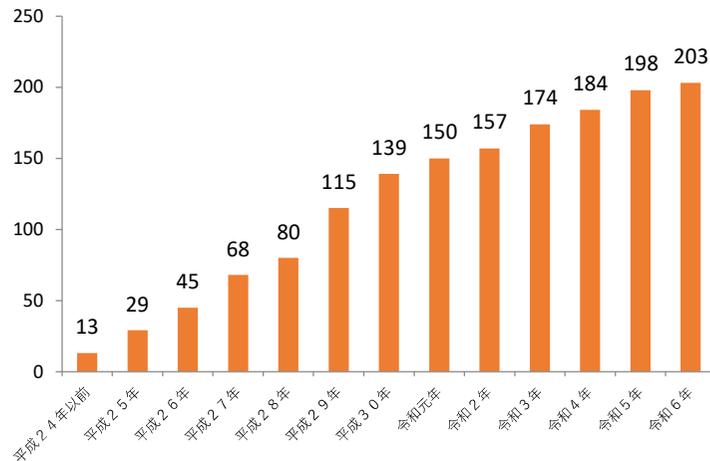
第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価を支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

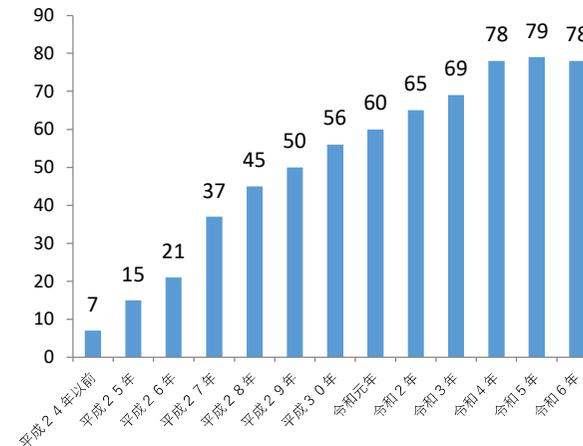
入札参加資格審査における 優遇措置

総合評価落札方式における 優遇措置

入札参加資格審査又は総合評価落札方式において、協力雇用主として登録している場合、あるいは、協力雇用主として保護観察対象者や更生緊急保護対象者を雇用した実績がある場合に、社会貢献活動や地域貢献活動として加点するもの。



203団体



78団体

更生保護地域寄り添い支援事業

(旧・更生保護地域連携拠点事業)

- 地域において継続的な支援を必要とする犯罪をした者等に対する“息の長い”支援を確保するため、地域の関係機関等との連携に関するノウハウを有する民間事業者に保護観察所から委託 (旭川・さいたま・福井・福岡)
- 民間事業者が寄り添い支援員を配置し、犯罪をした者等と支援者の双方に寄り添った支援を実施

事業内容・フロー

地域支援体制の整備

- ・地域支援体制の調査
- ・既存の地域支援ネットワーク等への参画に向けた働き掛け
- ・更生保護関係団体の支援活動等の整理・検討

支援者等への支援

- ・地域支援者との情報共有・意見交換等
- ・支援者向け研修・事例検討会等
- ・地域の支援者と連携した居場所作り等



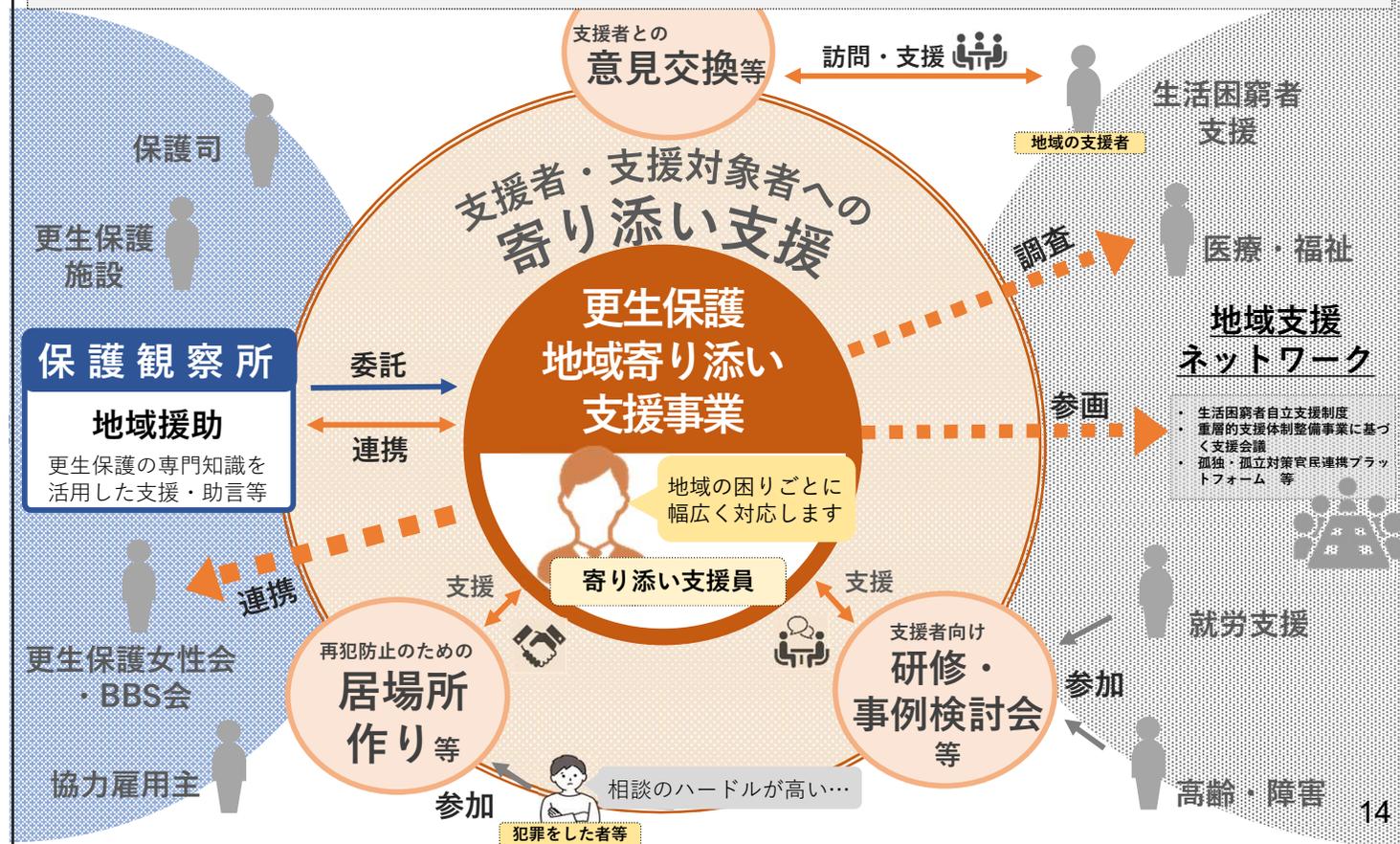
積極的に地域にアウトリーチし、支援を必要とする支援者・支援対象者の把握に努めます

支援者・支援対象者への寄り添い支援

- 🗨️ 情報提供・助言等
- 👥 支援活動への同行・同席等
- 🔗 関係機関等へのつなぎ

目的・スキーム

犯罪をした者等の安定した地域生活を図ることによって、再犯等を防止し、安心・安全な社会の実現に寄与





「保護観察所」とは？

保護観察所は、犯罪や非行をした人の再犯・再非行の防止や、立ち直りのための支援を行っている国の機関です。

犯罪も犯罪による被害も生まない、一人一人のかけがえのない暮らしを大切にする地域づくりのために、保護観察所では、関係機関と連携し、刑務所等を出所した人や保護観察を受けていた人が地域での生活に困ったときの相談・支援を行っています。

更生保護の マスコットキャラクター



更生ペンギンの
ホゴちゃん 更生ペンギンの
サラちゃん

保護観察所の地域援助

保護観察所では、地域住民の皆様や関係機関・団体の皆様からの相談に応じ、更生保護に関する専門的知識を活用した支援を行っています。

犯罪・非行の防止や立ち直り支援に関して、お困りのことやご依頼などがありましたら、お気軽にお問い合わせください。

※ご利用は無料です。

※支援に関するお問い合わせは、お近くの保護観察所にご連絡ください。



全国の保護観察所の 問合せ窓口



| 庁名 | 電話番号 | 庁名 | 電話番号 |
|------|--------------|-------|--------------|
| 札幌 | 011-261-9225 | 津 | 059-227-6671 |
| 函館 | 0138-26-0431 | 大津 | 077-524-6683 |
| 旭川 | 0166-51-9376 | 京都 | 075-441-5141 |
| 釧路 | 0154-23-3200 | 大阪 | 06-6949-6244 |
| 青森 | 017-776-6418 | 堺支部 | 072-221-0037 |
| 盛岡 | 019-624-3395 | 神戸 | 078-351-4004 |
| 仙台 | 022-221-1451 | 奈良 | 0742-23-8959 |
| 秋田 | 018-862-3903 | 和歌山 | 073-436-2501 |
| 山形 | 023-631-2277 | 鳥取 | 0857-22-3518 |
| 福島 | 024-534-2246 | 松江 | 0852-21-2087 |
| 水戸 | 029-221-3942 | 岡山 | 086-234-5801 |
| 宇都宮 | 028-621-2271 | 広島 | 082-221-4651 |
| 前橋 | 027-237-5010 | 山口 | 083-922-1337 |
| さいたま | 048-861-8287 | 徳島 | 088-622-4359 |
| 千葉 | 043-204-7791 | 高松 | 087-822-5445 |
| 東京 | 03-3597-0114 | 松山 | 089-941-6158 |
| 立川支部 | 042-521-4233 | 高知 | 088-873-5118 |
| 横浜 | 045-201-1842 | 福岡 | 092-761-6799 |
| 新潟 | 025-222-1531 | 北九州支部 | 093-561-6340 |
| 甲府 | 055-235-7814 | 佐賀 | 0952-24-4292 |
| 長野 | 026-234-1993 | 長崎 | 095-822-5175 |
| 静岡 | 054-253-0191 | 熊本 | 096-366-8080 |
| 富山 | 076-421-5132 | 大分 | 097-532-2053 |
| 金沢 | 076-261-0059 | 宮崎 | 0985-24-4345 |
| 福井 | 0776-22-2955 | 鹿児島 | 099-226-1556 |
| 岐阜 | 058-265-2651 | 那覇 | 098-853-2945 |
| 名古屋 | 052-951-2941 | | |

犯罪・非行の防止や立ち直り支援のための

保護観察所の 地域援助

保護観察所では、犯罪・非行の防止や立ち直りの支援により、安全・安心な地域社会、共生社会の実現を目指しています。



一人一人のかけがえのない暮らしを支える地域支援ネットワークの構築に取り組んでいます



保護 観察所

保護観察所では、更生保護関係団体の皆様とも連携し、刑務所等を出所した人や保護観察を受けていた人などが、地域社会で生きづらさを抱え支援を必要としているときに、必要な支援を円滑かつ継続的に受けられるよう、多様な分野の機関・団体の皆様とのネットワーク構築に取り組んでいます。

住居

居住支援を行う
機関・団体との
調整など



犯罪や非行のない、誰もが安心して暮らせる地域づくりは、地域に暮らすみんなの願いです。犯罪・非行の防止や立ち直り支援のため、保護観察所が推進する地域支援ネットワークへの御理解・御参画をよろしく申し上げます。

保健・福祉

- 生活保護や福祉サービスを受けるための手続のサポート
- 市町村等と連携した福祉サービスの調整など

仕事

出所者等の立ち直りに理解のある事業者のもとでの就労支援など



修学

学習支援や学校との連絡調整など



依存症からの回復

薬物・アルコール依存からの回復支援施設の紹介や利用調整など



医療

病状等に応じた医療機関の紹介など



保護観察所では次のような支援を行っています。お気軽にご相談ください。

..... < 地域の皆様へ >

犯罪・非行の地域相談窓口「りすたぼ」

リスタート
一人ひとりの再出発をサポート



犯罪・非行の 地域相談窓口 **りすたぼ**

地域社会で生きづらさを抱えているご本人やそのご家族、支援者の方から、専門の職員が困りごと・悩みごとをお聴きし、相談内容に応じたアドバイスや、関係機関・団体等と連携して、必要な支援が受けられるよう調整したりします。

..... < 関係機関・団体の皆様へ >

研修・講演会

犯罪・非行に関する研修や講演会等の企画の支援、職員派遣などを行います。

事例検討会への参加

刑務所を出所した人などへの支援事例に関する検討会等に参加し、支援方針の見立てや支援方法に関する助言・提案を行います。



広報・情報発信等の支援

犯罪予防や再犯防止に関する広報や情報発信等に適した広報素材等の提供などを行います。



個別ケースへの対応

関係機関・団体の皆様が支援をしている方への支援に関する助言や提案を行います。相談内容に応じて、保護観察所も連携して支援を行います。

